

保安規定における職務内容についての補足説明資料

- 設備技術課長は、加工施設の施設管理(施設技術課長、生産技術課長の所管する業務を除く)に関する保安の業務を管理する。
- 施設技術課長は、放射性気体廃棄物廃棄設備、その他加工設備の附属施設(非常用電源設備を含む)の運転及び施設管理並びに建物・構築物の施設管理に関する保安の業務を管理する。
- 生産技術課長は、施設管理のうち加工施設の設計・開発に関する保安の業務を管理する。

職務内容				所掌課	
保安規定第17条に記載の職務	職務の具体的内容	分類	施設名称	変更前	変更後
施設管理 (施設技術課、生産技術課の所管する業務を除く)	設備・機器(加工設備本体、貯蔵施設等)の保全等	設計 (基本設計(生産技術課が行う基本設計を除く)及び詳細設計) 工事 点検 特別な保全	イ 化学処理施設 ハ 成形施設 ニ 被覆施設 ホ 組立施設 ヘ 核燃料物質の貯蔵施設 ト 放射性廃棄物の廃棄施設 (固体・液体廃棄設備) チ 放射線管理施設 リ その他加工設備の附属施設 (検査及び計量設備)		設備 技術課
建物・構築物、放射性気体廃棄物廃棄設備、その他加工設備の附属施設(非常用電源設備を含む)の施設管理	建物・構築物、放射性気体廃棄物廃棄設備、非常用電源設備及びユーティリティ設備の保全等	設計 (基本設計及び詳細設計) 工事 点検 巡視 特別な保全	ト 放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄設備) リ その他加工設備の附属施設 (非常用設備及びその他の主要な設備) 上記イ〜リに関する建物・構築物	設備 技術課	施設 技術課
放射性気体廃棄物廃棄設備、その他加工設備の附属施設(非常用電源設備を含む)の運転	放射性気体廃棄物廃棄設備、非常用電源設備及びユーティリティ設備の運転	運転	ト 放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄設備) リ その他加工設備の附属施設 (非常用設備及びその他の主要な設備)		
施設管理のうち設計・開発	設備・機器(加工設備本体、貯蔵施設等)の基本設計及び技術開発 (更新対応の業務)	生産性向上等改善に関する基本設計及び技術開発	イ 化学処理施設 ハ 成形施設 ニ 被覆施設 ホ 組立施設 ヘ 核燃料物質の貯蔵施設 ト 放射性廃棄物の廃棄施設 (固体・液体廃棄設備)		生産 技術課

用語の定義

●施設管理

「施設管理」とは加工施設の施設全般の管理に関する業務を示すものであり、「加工施設の操作」、「放射線管理」、「核燃料物質の管理」、「放射性廃棄物管理」、「非常時の措置」、「大規模損壊」と並列に示されるものの一つである（保安規定第8条第1項参照）。

●保全

「保全」とは上記の「施設管理」等の一連の活動が可能にようにするため、施設を健全な状態に保つ活動のことを示す。具体的には以下の項目をいう。

- 1) 点検
- 2) 巡視
- 3) 定期事業者検査（安全法務課において対応する）
- 4) 設計及び工事
- 5) 特別な保全（保安規定第60条の7第5項：地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などの特別な措置）

注：巡視は施設の操作、運転に携わる担当課長が実施するものである。設備技術課では施設の操作、運転は実施しないことから、設備技術課の業務所掌には含まれない。